

犯罪被害者支援ハンドブックあいち

令和8年4月

愛 知 県

愛知県被害者支援連絡協議会

「犯罪被害者支援ハンドブックあいち」の作成にあたって

殺人や強盗、女性や子どもが被害者となる悪質、凶悪な犯罪が後を絶ちません。こうした犯罪によって、思いがけず被害に遭われた方やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、それまでに経験したことのない状況に直面します。

犯罪被害者等が必要とする支援は、被害の内容や置かれた状況により様々ですが、犯罪被害者等が直面するその時々¹の困難を打開するための支援だけでなく、再び平穏な生活を営むことができるようになることに視点を置くことも重要です。

したがって、行政や関係機関、団体等としては、犯罪被害者等からの問い合わせや相談が担当業務と異なる範囲に及んでも、適切な支援機関や制度の紹介等を速やかに、かつ、的確に行い、必要な時に必要な場所で適切な支援を実施していくことが極めて重要となります。

そこで、愛知県と愛知県被害者支援連絡協議会では、平成 21 年度に犯罪被害者等が直面する問題について理解を深めていただくとともに、支援の内容や相談窓口について記載した「犯罪被害者支援ハンドブックあいち 2009」を発行し、その後毎年、最新の情報に更新してまいりましたが、今年度においても、協議会会員の参画を得ながら更なるアップデートを行い、「犯罪被害者支援ハンドブックあいち」を作成しました。

このハンドブックが、市町村ごとの「犯罪被害者支援ハンドブック」の整備を促進するなど、関係機関・団体の連携の一層の強化や、犯罪被害者等への支援の充実につながるよう、関係者の方々のご理解とご協力をお願いします。

【作成・配布等に関するお問合せ】

愛知県防災安全局県民安全課

安全なまちづくりグループ

電話：052-954-6176

ファクシミリ：052-954-6910

Email：kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp

【支援内容等に関するお問合せ】

掲載機関等に直接お問い合わせください。

目 次

ファイル1 (1~10 ページ)

1	犯罪被害者等の抱える様々な問題	1
(1)	犯罪被害者等の置かれた状況	1
	①直接的被害	
	②事件後に直面する状況	
(2)	具体的に困難な状況	2
	①心身の不調	
	②生活上の問題	
	③周囲の人の言動による傷つき	
	④加害者からの更なる被害	
	⑤捜査、裁判に伴う様々な問題 (負担)	
参考	捜査、裁判の流れ	6

ファイル2 (11~36 ページ)

2	支援に携わる際の留意事項	12
(1)	犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項	12
	①基本的な支援対応の流れ (チャート)	
	②具体的な対応のあり方	
	《具体的な対応にみる留意点》	
	《支援者自身のケア》	
(2)	被害類型別特徴と対応上の注意点	16
	【殺人等遺族への対応】	
	【暴力犯罪等により傷害 (障害) を負った人への対応】	
	【交通事故に遭った人への対応】	
	【性犯罪に遭った人への対応】	
	【配偶者からの暴力を受けた人への対応】	
	【ストーカー被害に遭った人への対応】	
	【虐待された子どもへの対応】	
3	様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携	31
(1)	関係機関・団体の連携の必要性	31
(2)	関係機関・団体の連携の実際	32
	①基本的な連携の流れ	
	②連携の際の留意点	

ファイル3 (39～77 ページ)

4 各機関・団体における支援業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

総合的な対応

- (1) 都道府県（愛知県）（P. 43）
- (2) 市町村（P. 48）
- (3) 愛知県警察（P. 55）
- (4) 海上保安庁（名古屋海上保安部）（P. 59）
- (5) 日本司法支援センター：法テラス（P. 60）
- (6) 民間被害者支援団体 公益社団法人被害者サポートセンターあいち（P. 63）
- (7) 公益財団法人 犯罪被害救援基金（P. 64）
- (8) 公益財団法人日本財団（P. 64）
- (9) 被害者団体（P. 65）

司法関連

- (再掲) 法テラス（P. 66）
- (10) 地方裁判所・簡易裁判所（P. 66）
- (11) 家庭裁判所（P. 68）
- (12) 検察庁（P. 70）
- (13) 弁護士会（愛知県弁護士会）（P. 71）
- (14) 司法書士会（愛知県司法書士会）（P. 72）

刑事施設・保護観察所等

- (15) 矯正管区（中部矯正管区）（P. 72）
- (16) 刑事施設（P. 73）
- (17) 少年鑑別所（P. 73）
- (18) 少年院（P. 74）
- (19) 地方更生保護委員会（中部地方更生保護委員会）（P. 75）
- (20) 保護観察所（名古屋保護観察所）（P. 76）

ファイル4 (78～115 ページ)

人権・外国人対応

- (21) 法務局・地方法務局（名古屋法務局）（P. 80）
- (22) 外国人在留総合インフォメーションセンター（名古屋出入国在留管理局）（P. 81）
- (23) 国際交流協会（愛知県・市町村）（P. 82）

医療・福祉

- (24) 精神保健福祉センター（愛知県・名古屋市）（P. 83）
- (25) 障害者更生相談所（知的・身体）（愛知県・名古屋市）（P. 84）
- (26) 福祉事務所（市区・愛知県）（P. 85）
- (27) 保健所（愛知県・名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市・豊田市）（P. 85）
- (28) 市町村保健部門（P. 86）
- (29) 社会福祉協議会（愛知県・市町村）（P. 86）
- (30) 地域包括支援センター（市区町村）（P. 87）
- (31) 医療機関（P. 88）
- (32) 愛知県臨床心理士・公認心理士会（P. 89）
- (33) 愛知県社会福祉士会（P. 89）
- (34) 愛知県精神保健福祉士協会（P. 90）

就労関連

- (35) 労働基準監督署（P. 91）
- (36) 公共職業安定所（ハローワーク）（P. 91）
- (37) 総合労働相談コーナー（P. 92）
- (38) 高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部中部職業能力開発促進センター（P. 92）
- (39) 公共職業能力開発施設（P. 93）
- (40) 障害者就業・生活支援センター（P. 94）

女性・子ども

- (41) 配偶者暴力相談支援センター（愛知県・名古屋市）（P. 95）
- (42) 女性センター/男女共同参画センター（愛知県・市）（P. 96）

- (43) 女性相談支援センター（愛知県女性相談支援センター）（P. 98）
- (44) 女性自立支援施設（P. 99）（45）民間シェルター（P. 100）
- (46) 性暴力救援センター日赤なごや なごみ（P. 100）
- (47) 児童相談所（愛知県・名古屋市）（P. 101）（48）児童家庭支援センター（P. 101）
- (49) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設（P. 102）
- (50) 母子生活支援施設（P. 102）（51）ファミリー・サポート・センター（市町村）（P. 103）
- (52) 教育委員会（愛知県・市町村）（P. 104）（53）小・中・高等学校（P. 105）
- (54) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター（P. 105）

交通事件

- (55) 交通事故相談所（愛知県（愛知県県民相談・情報センター及び県民相談室））（P. 106）
- (56) 交通安全活動推進センター（一般財団法人愛知県交通安全協会）（P. 106）
- (57) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター（愛知県内の相談所）（P. 107）
- (58) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター（名古屋支部）（P. 107）
- (59) 一般社団法人 日本損害保険協会（そんぽ ADR センター近畿）（P. 108）
- (60) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構（P. 109）
- (61) 独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）（名古屋主管支所）（P. 110）
- (62) 公益財団法人 交通遺児等育成基金（P. 111）
- (63) 公益財団法人 交通遺児育英会（P. 111）

その他

- (64) 暴力追放運動推進センター（公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター）（P. 113）
- (65) 消費生活センター（愛知県・市町村等）（P. 113）（66）金融 ADR 指定紛争解決機関（P. 113）
- (67) 社会福祉法人愛知いのちの電話協会（P. 114）（68）自殺防止センター（P. 114）
- (69) 年金事務所（P. 114）
- (70) 全国健康保険協会（愛知支部）（P. 115）
- (71) 税務署（P. 115）

ファイル5（116～134 ページ）

5 ニーズに応じた解決手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116

様式・資料等

- ① 様式1 「犯罪被害申告票（仮称）」書式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
- ② 様式2 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する
情報に係る様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
- ③ 資料1 内閣府「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」
（平成20年12月）から「はじめに」（ハンドブックの意義）・・・・・・・・・・ 133
- ④ 資料2 愛知県被害者支援連絡協議会の構成員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134

参 考 資 料 (別ファイル)

(参考資料1, 2) ファイル6

参考資料1 市町村の支援業務実施状況一覧・・・・・・・・・・・・・・参考1

各市町村の支援に役立つ業務の実施状況を一覧にしています。

参考資料2 市町村の業務担当・連絡先一覧・・・・・・・・・・・・市町村個表No.1～54

各市町村の支援に役立つ業務について、連絡先等を一覧にしています。

(参考資料3) ファイル7

参考資料3 関係機関・団体所在地等一覧・・・・・・・・・・・・・・参考3

次の機関や団体などの所在地等を一覧にしています。

- (1) 愛知県県民相談及び消費生活相談 (愛知県県民相談・情報センター及び県民相談室、愛知県消費生活総合センター、市町村等の消費生活相談窓口)、
- (2) 市町村 (犯罪被害者等のための総合的対応窓口)、
- (3) 警察署、
- (4) 裁判所 (高等裁判所・地方裁判所・簡易裁判所・家庭裁判所)、
- (5) 検察庁、
- (6) 弁護士会・司法書士会等 (愛知県弁護士会・日弁連交通事故相談センター・愛知県司法書士会)、
- (7) 矯正施設 (刑事施設・少年鑑別所・少年院)、
- (8) 法務局、
- (9) 福祉事務所、
- (10) 愛知県の福祉相談センター等 (愛知県の福祉相談センター・児童相談センター・名古屋市の障害者更生相談所・児童相談所)、
- (11) 保健所、
- (12) 市町村保健センター、
- (13) 社会福祉協議会、
- (14) 地域包括支援センター、
- (15) 労働相談施設等 (労働相談のあらし・総合労働相談コーナー)、
- (16) 労働基準監督署、
- (17) 公共職業安定所、
- (18) ファミリー・サポート・センター、
- (19) 年金事務所、
- (20) 税務署

(参考資料4) ファイル8

参考資料4 国・県等相談窓口等一覧・・・・・・・・・・・・・・参考4

国や県などの相談窓口を一覧にしています。

(参考資料5) ファイル9

参考資料5 支援の流れ・・・・・・・・・・・・・・参考5

被害直後から長期にわたる支援までの流れを表にまとめています。

1 犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という¹。）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、多くの無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に着目して支援するべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

(1) 犯罪被害者等の置かれた状況

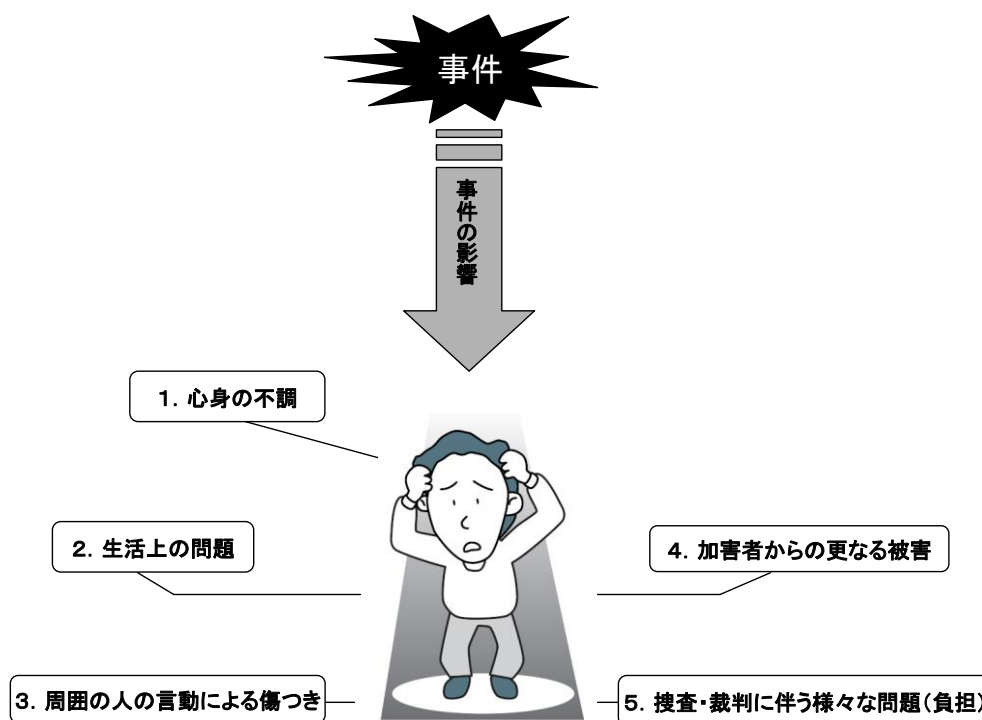
① 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

② 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。



¹ 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

(2)具体的に困難な状況

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

①心身の不調

[直後]

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある
(どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※ 周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

[中長期]

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

<精神的な不調の例>

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

<身体的な不調の例>

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- お腹や身体のその他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

【子ども】

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でなくても起きます。）
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です（ファイル5 P.116 参照）。

コラム 一犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患一

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

PTSD

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常生活に支障が現れます。

パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

②生活上の問題

・仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなくなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もあります。

・不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は、様々です。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

・経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します²。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

・家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、兄弟がいる場合には、親が兄弟に十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後に兄弟への影響が出てくる可能性もあります。

③周囲の人の言動による傷つき

・近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

④加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかと不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。

² これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、地方厚生（支）局に報告してください。

また、犯罪被害等により収入が途絶え、国民健康保険料（税）の支払いが難しい場合は、住居地の市町村に相談してください。

被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑤捜査、裁判に伴う様々な問題(負担)

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

参考 ー被害に遭われた方の手記ー

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためには、被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。手記集は、様々な機関・団体で作成されていますが、警察庁のホームページに「被害者等の声」が掲載されています。(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sesaku/higai_koe.html)

愛知県では、平成20年度に愛知県にゆかりのある方が作成された「緒あしす著 いのちかなでる」と「S・逸代著 ある交通事故死の真実」を県内の全高等学校に配置するなどしております。

参考 捜査、裁判の流れ

①一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇒「起訴」⇒「裁判」のプロセスをとります。

※加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

②捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります³。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることとなります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

③起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います⁴。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

④裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることとなります。

※一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります（被害者参加制度：ファイル5 P.130 参照）。

⑤刑事手続と民事手続

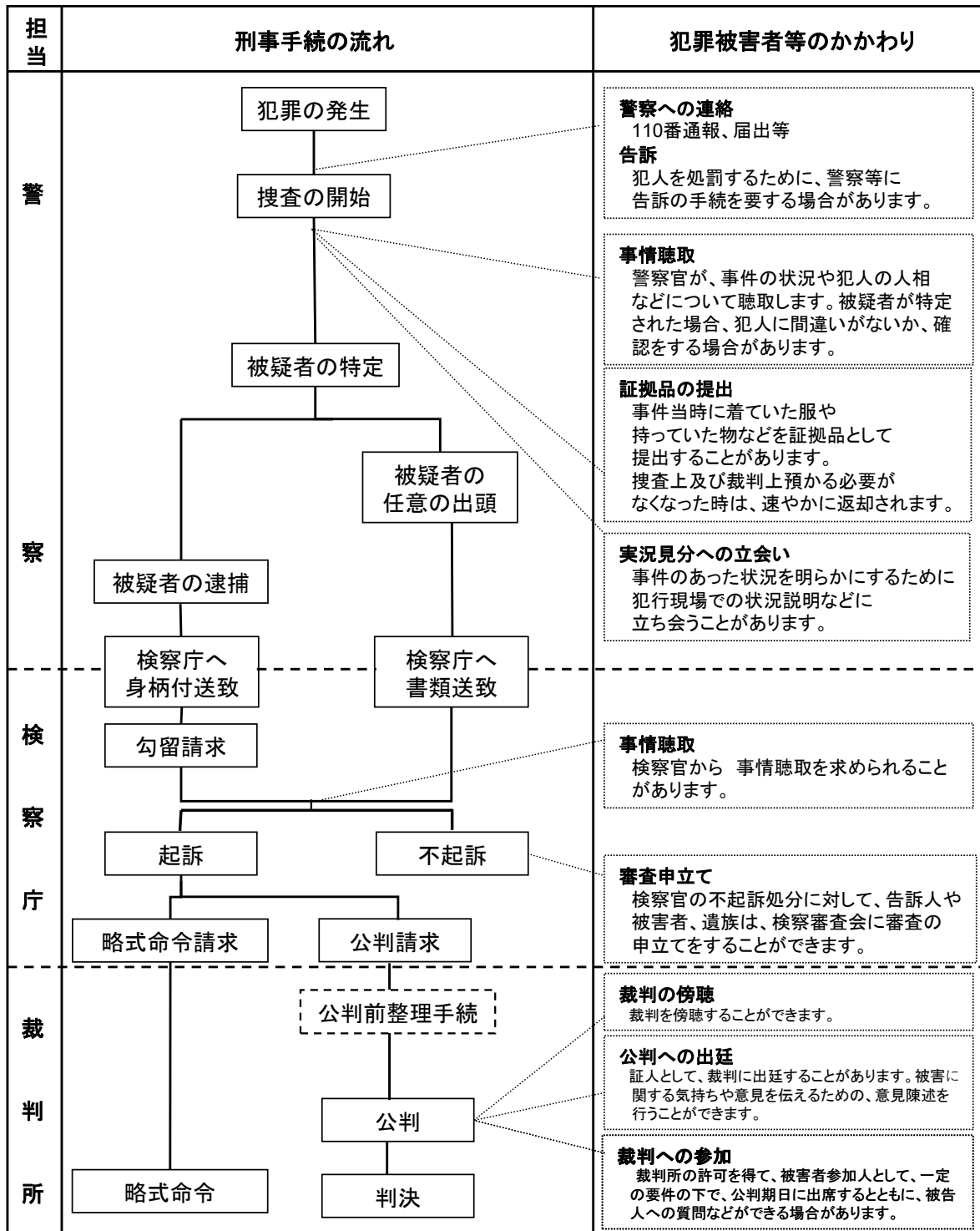
刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます（損害賠償命令制度：ファイル3 P.67 参照）。

³ 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合があります。

⁴ 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

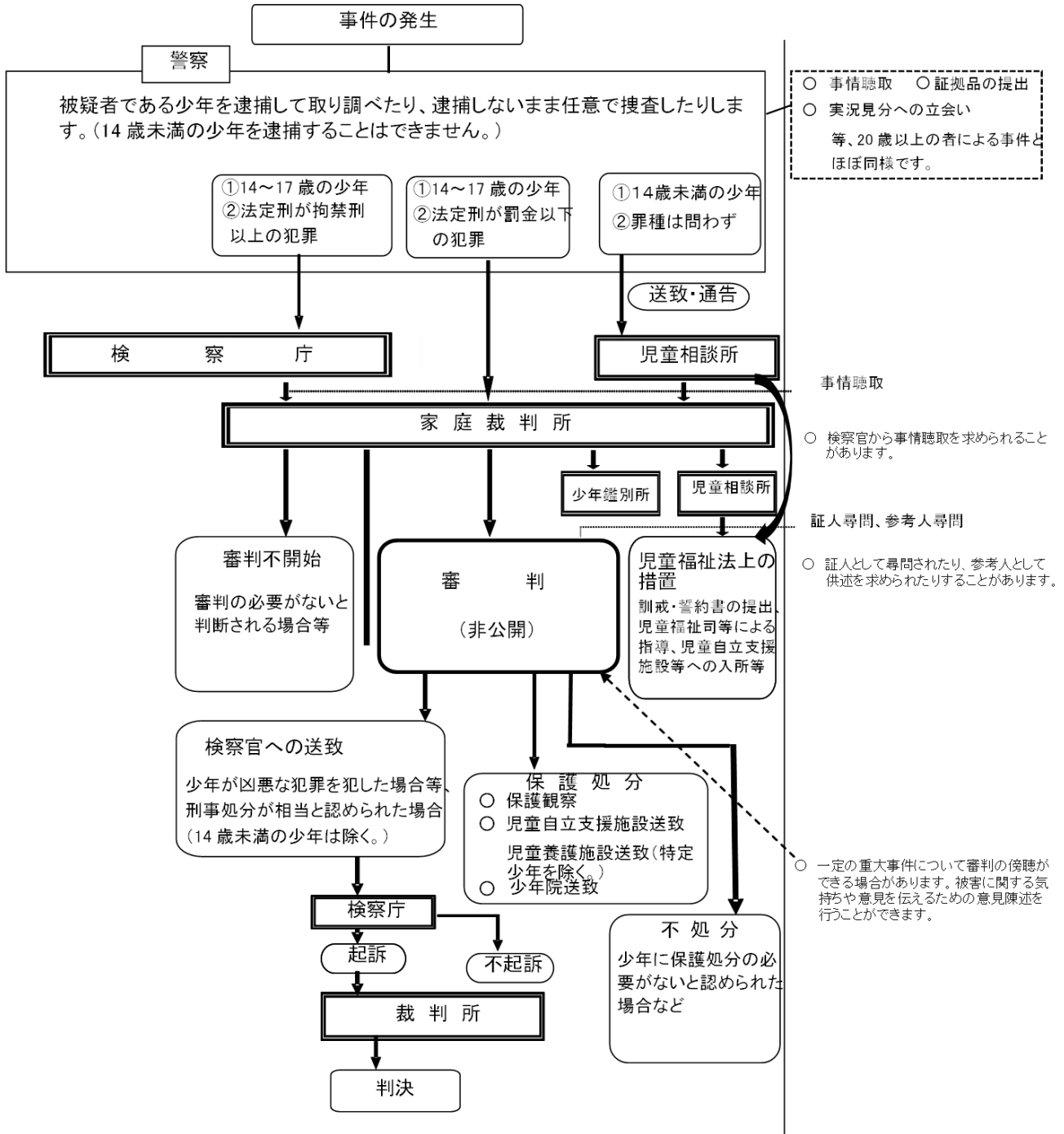
<一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>



＜少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり＞

＜少年の審判手続及び刑事手続の流れ＞

＜犯罪被害者等のかかわり＞



＜民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞

